



火を使う人ならできる火の始末



春の火災予防運動

火災…の季節です
火災…は油断から

- 2.....大津町体育協会新しい組織で再出発 花いつばい
コンクール最優秀賞 矢瀧川小校区あげて祝賀会
- 3.....改正された道交法/M.2常設消防署4月に発足予定
春の交通安全運動
- 4.....米生産調整目標きまる 山火事はまさかと思うゆ
だんから優良家畜購入補助の検査結果 町営住宅
の補充入居者募集 種痘及びその判定をもれなく
受けましょう 47年度大津町職員採用試験合格者
- 5.....引揚者特別交付金の請求はすみましたか 技能士
への近道 確定申告の間違いは訂正できます
『健康教育研究発表』 今月の行政相談
- 6.....地代及び家賃の額の改正 年金 遺産相続をめぐ
る紛争
- 7.....善意 福祉相談 老人憩の家 今月の日曜在宅医
おめでとうございます おくやみ申します 今月
の歩こう会 大津地区交通安全協会だより
- 8.....白バラコーナー 消費者コーナー

改正された道交法

No. 2

常設消防署

四月に発足予定

路線バスに優先通行帯を設置

路線バスなど公共輸送機関の通行を優先させるため路線バスの「専用レーン」、「優先レーン」が指定されることになりました。

ア、専用レーン

車両通行帯の通行区分の指定により設けられるもので他の自動車は、左折等のほかは通行できません。

イ、優先レーン

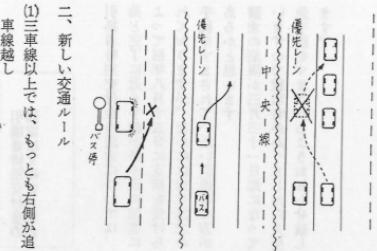
優先レーンを通る他の自動車は、路線バス等の進行を妨げてはならないことになりました。

ロ、優先通行帯

路線バス等が後方から接近してきた場合に、混雑のために通行帯から出られないことが予想されるとさは通行できません。

ハ、バス停から発進するためバスの進路変更の合図を認めた場合、他の車はこれを妨げてはならないことになりました。

—(3)—



(1) 三車線以上では、もっとも右側が追車線越し

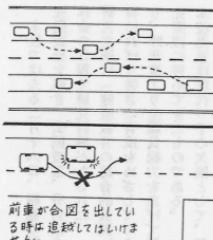
二、新しい交通ルール

車線越し

春の交通安全運動
4月6日～15日
新入学児の安全確保

今春の安全運動は四月六日から四月十五日までの〇〇日間全国一斉に行なわれます。この時期は新入学児の時にあり、子ども特に幼児の事故が増加しています。そこで今回の運動の重点目標は小学校以下の新入学児をはじめ全学童児童が通学園路を安心して通れる様交通の徹底化を期す学校、幼稚園、保育園を中心半径五〇メートルの範囲をスクールゾーンと定め、この中はことの安全を絶対優先させ、総合交通安全対策を実施的実施することになりました。

当町でも大津小を初め、各小学校でスクールゾーンを設定し、その入口には標識を立て、範囲を明確にします。運転者はもちろん地城住民の皆様も、この主旨を理解し、子供に事故のない様御配慮いただきの交通安全運動が立派に目的を達します様御協力お願いします。



署	署長(消防長兼任)	第一	第二	第三	第四分隊各六名	計
分署	一分署長(一名)・係長(一名)	第一	第二	第三	第四分隊各六名	二十七名
庶務係長	予防係長	防災係長	警防係長	第一	第二	第三
予定	予定	予定	予定	予定	予定	予定

二、職員採用

一般消防職員は後日(八月頃)告示で公募し昭和四七年十月県消防学校に入學予定

(2) 不必要な急ブレーキおよび進路要止めの禁止
ア、危険防止のためやむをえない場合の他は急ブレーキをかけることを禁止されます。
イ、また、走行中むやみに進路を変更することも禁止されます。

(3) 進路変更の合図を出した車の妨害禁止
前車が右折左折の合図をしたら後続車は、合図している車の進路変更を妨げてはいけません。

止 前車が右折左折の合図をしたら後続車は、合図している車の進路変更を妨げてはいけません。

常設消防署の設立について準備中であります。去る二月二十四日県消防会議に於て、県防災消防課、県菊池事務所及び三町の議長、町長、総務課長、團長の出席により組合設立に伴う諸問題が協議され、目下申請中であります。知事の認可は昭和四七年四月一日より発効の予定であります。

消防機関一本部・署・分署体制

常設消防署の設立について準備中であります。去る二月二十四日県消防会議に於て、県防災消防課、県菊池事務所及び三町の議長、町長、総務課長、團長の出席により組合設立に伴う諸問題が協議され、目下申請中であります。知事の認可は昭和四七年四月一日より発効の予定であります。

大津町、菊陽町、益城町の三町で、常設消防署の設立について準備中であります。去る二月二十四日県消防会議に於て、県防災消防課、県菊池事務所及び三町の議長、町長、総務課長、團長の出席により組合設立に伴う諸問題が協議され、目下申請中であります。知事の認可は昭和四七年四月一日より発効の予定であります。

請求はすみましたか

確定申告の間違いは
訂正で差し支え

「無言清掃」で児童の一人ひとりが

引揚者特別交付金の請求について、は
殆ど完了に近く手続が終り既に国債に
よって毎年八月十五日まで支給を受ける
ておりますが、なかには未だ請求の
手續をすまされない引揚者の方が
あるかと思ひます。
請求の期限が「三月三十一日迄」になって
いままでの該當者がありましら大至
急手續をすまされようお知らせ致し
ます。

○ねばり強く積極的に体力を練る態度
○育てる。……健康部
体力づくり、保健習慣では九州一周
マラソン、うがい手洗いが実行され
体力を練るとともに運動する気力が大
養われ、健康生活の習慣化がなされ
てきていた。
体力づくりではマラソンコースの設
定やうがい場の設置で全校体育や休
みの時間に児童達の積極的な意欲が大

技能士への近道

[健康教育]研究發表

たくましさ ねばり強さを目指して

この講座は生産現場で働く方々に技能の裏付けとなる専門知識を与え、能力の向上を図るための職業訓練法に基づく、二級技能士訓練課程の通信講座です。募集種類は

本校では去る二月十六日、題標の研究発表会を開き、公開授業、分科会全体会の日程で研究討議がなされた。研究主題は「健康教育の展開」。研究に於けるにはばり強さの育成をめざしてあります。昨年度より全員懸念力をあげて研究実践に努めてきたものである。

自発性、自主性、創造性が強く重視され、伸び伸びとしている。右のような研究内容であるが研究が日常の生活実践の変容をめざして児童の自主的態度が育成されつつある。児童のねばり強さの育成は一朝一夕にして成るものではない。学校の人的指導体制と物的環境構成を

板金・漆喰塗装・電気めつき・建築、プロック建築・とび・左官・タイル張り・建築装飾・配管・建具・家具木工・廣告美術・オフセット印刷・とつ版印刷・活版整版・横縞みメリヤス・洋服刷書・添削指導・面接指導』で一ヵ年で修了できます。

○ねばり強く自主的に学習する態度を

り強さに欠けている。

従つて本校が取り組んでいる研究課題は、知識徳の調和のとれた全人教育をめざすものであり、特にねばり強さを育成するものである。

その育成の手立てとして、

一、習慣形成(行動体験法を通して、

二級技能検定試験が免除されます
申込は随時受け付けています
くわしいことは下記へお問合せ下さい

○ねばり強く責任を持って行動する態度を育てる。……生活部

今月の行政相談

地代及び家賃の 額の改正



地代家賃統制令に基づく地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額に代へき額が改正され、昭和四十七年一月一日から適用されることとなりましたのでお知らせします。

改正の内容

(1) 地代の算定式(年額)

(その年度の固定資産評価額×1,000分の50+その年度の固定資産税額)

注 その年度の固定資産税額が、その年度の課税標準となるべき額をこえるときは、当該課税標準

となるべき額とする。

(2) 家賃の算定式(年額)

分の18.24+右の地代相当額

次のとおり留意下さい。

今回の改正により地代又は家賃の統制額は平均して地代については約二、七倍、家賃については約二、八倍に引き上げられることになりますが、この額は最高限度であって、地代又は家賃が自動的に引上げられるものではなく、あくまで貸主の請求によって改訂されるものであるので、貸主、借主よく話し合われるの紛争を起さないようお願いします。

なお次に該当する土地、建物については、この法律は適用されません。
一、一時使用のため賃貸する土地建物
二、昭和二十五年七月十一日以後に新築に着手した建物及びその敷地
三、事務所店舗倉庫工場用の敷地及建物学校病院その他

○詳しくは総務課にお聞き下さい。

年金

国民年金保険
料の特例納付

満六十五才の給付の時期に悩む被せぬにかかります。
国民年金の保険料は一年たつと時効納めたくても認められなくなります。

しかし特例として左記の期間中に限り納められるのがひらくあります。

満六十五才の給付の時期に悩む被せぬにかかります。
よう六月までのうちに、未納保険料を完納して高額の年金権を確保致しましょ。

特例納付が出来る期間

昭和四十五年七月至四十七年六月

国民年金保険料の追徴を除く

保険料の納付がいろいろな事情で出来ない人の為に、申請免除の制度があります。この制度は免除といつております。

が全く保険料を納めなくてよいと

いう事ではなく、県知事の免除承認を

う事ではなく、県知事の免除承認を

—(7)—

善意



新村岩下シズ子様、人參二十五K
新村中村源次様、ねぎ五K
大津町江藤ミツ子、山本トラ、山本ケ
サト、山本光弘四名様 玉子一六六個
新村婦人会支部長西本マキ様外二〇名
見舞品お菓子二、五〇〇円演芸

社協一般寄附金

香典返し

三〇、〇〇〇円

本町一

中村正己殿

亡母シヅ殿

一〇、〇〇〇円

内牧

古庄 学殿

亡父竹松殿

五、〇〇〇円

多々良

府内一幸殿

亡父武芳殿

オギヤー献金

二、〇〇〇円

大林 木村重宣殿

二、〇〇〇円

古城 金田祐次

大林 早稻本昭夫

一、〇〇〇円

吐 矢野博敏

前田町 藤吉・衛

一、〇〇〇円

杉上 津田邦洋

杉下 宮野夫

一、〇〇〇円

古城 西岡精生

一、〇〇〇円

齊藤信幸

老人ホーム慰問

熊本県共同募金会会長河津寅雄様

見舞金五、〇〇〇円

東京宿町田市能ヶ谷町四十一

佐藤政子、佐藤純子二名様より

見舞金五、〇〇〇円

一町民(匿名者)ラクガン三〇〇個

一町民(匿名者)見舞金五〇〇円

熊本善意銀行より備品購入援助費

五〇、〇〇〇円

今月の日曜在宅医 9時～5時

馬場医院(2358) 野上医院(菊陽2079)
金田医院(2029) 佐藤医院(2550)

3月12日

馬場(兼)医院(2803) 大塚医院(2149)
西村医院(2010) 竹田津医院(2521)

3月19日

鈴木医院(菊陽2051) 福田病院(2771)
中村医院(2016) 麻口医院(2415)

3月26日

椿美医院(2100) 本田医院(2155)
柴田医院(2050) 兼島医院(2340)

老人憩の家	定例休館	福祉相談
毎週火曜日	十時～三時	預託 現金口座二、〇〇〇円
社会福祉協議会(老人憩の家内)	毎週火曜日	役場青年部主催の低所得家庭児童、母子児童、クリスマスパーティの費用の

タシに

あなたとのしわせのため
悩みことはよくよしないで相談
所へ行きましょ。

秘密堅守、料金無料

おめでとうございます

小西国津藤西藤矢早太金藤福禪林木須
野島本三光本
三
利光美香子順博津優明貴美 昭英隆成淳
リ芳エ喜マ吉松子古代ツリ門平喜喜
貴子代人子明代子美智生子子美子

上府吉佐田三古川松今中村今水藤坂
野内村藤代池庄地村村上村上水田森本
南郷谷 清水峠へ

発足以来五九回目を迎えました、会員
も年々増加し、ご夫婦での参加も多く
なりました。

四月より新しい年度になります。
この際ぜひ新しい会員の入会をお待ち
しています。年間会費一五〇円、別に
会員証、ワッペン代一〇〇円です。

平松高杉大外中大障室陣室陣大森灰
川水尾水津牧島津内 老人ホーム

利精善邦准哲衛博昭義祐維子松皓政哲
先生明洋作郎敏夫勝次新夫治一弘也

大杉杉大室大室大古岩杉大引岩杉
津水 水津 津津 津城坂水津水坂水

大津地区交通安全協会だより
老万円 大津ローラリークラブ殿
この寄附金で交通安全の黄色い上衣帽
を作り、大津中学校生徒会交通安全指導
班へ贈りました。
毎朝校門の前で元気に全生徒の登校指
導を行っています。

白バラコーナー



(違反実例)

イ、有力者を料亭にまねいて投票や、
票あつめを頼んでお金や、品物を渡
したり酒食をふるまつたり又された
りしたもの

ロ、投票所の附近にたむろし投票に來
た選挙人をおどかしたり又は選挙人
に投票を依頼したもの

ハ、選挙運動用ポスターを破りてた
り、いたずら書をしたもの

知つておきたい 選挙法

選挙運動は選挙期日の告示後、立候補の届出をした後でなければ運動する
ことが出来ないのは言うまでもあります
せんが、今はその選挙運動について
述べてみます。

選挙というとなんでも選挙違反になる
のではないかと心配する人が多いので
ありますが、本来は誰でも自由にでき
ることが理想であります。
しかし、完全に自由にしてしまうと、
金のある人など特定の人があれなくなり
明るく正しく選挙が行なわれなくな
るに有権者の意思を代表する人が選ば
れなくなってしまうおそれがあります
そこで金のかからない公正な選挙を実
現するために選挙法により各種の制限
が定められているわけであります。
それで今回は今までの選挙を全国的に
みられた違反の实例と選挙運動など
について紹介してみます。

一、買収、供冠、選挙妨害等

選挙のために買収をしたり、駆走を
したり、されたりすることや、候補者
についてデマをばさしたり、候補者、
選挙人、運動員をおどかしたり、演説
集会、交通等を妨害したり、選挙用の
ポスターを破ったりして選挙の自由を
さまたげると処罰されることになります
◎但し、自分の家に無断ではられたボ
スターは、自分ではいでも選挙妨害
にはなりません。

イ、通行人を選挙事務所に呼び入れて
酒肴をふるまつたもの
ロ、陣中見舞として酒、果物などを候
りしたもの
前にも述べましたように「「」でよい選
挙運動」であっても、選挙期日の告示
後でなければ選挙運動をするとは出
来ません。勿論投票日にはすべての選
挙運動が禁止されています。

二、戸別訪問

選挙運動のために一戸一戸訪ねまわる
ことは戸別訪問として禁止されています。
又各戸を訪問するつもりで一戸
だけ訪ねても戸別訪問になります。

◎商店などで、たまたま来た客に、そ
この主人などが投票を依頼すること

はさしつかえありません
◎電話を使って「〇〇さん」に投票して
下さい」と各戸に電話することは
さしつかえありません

◎道路とか電車、バスなどの乗物の中
などでたまたま会った知人などを投
票を依頼することは違反になります
せん。

(違反の実例)

選挙用のポスターをはる承諾を求める
ことを口実にして運動員が戸別訪
問をしたものの
ロ、訪問先の家の中には、はいらない
が、いちいち門前で呼び出して投票
を依頼したもの

ハ、何人の運動員が手わけをして一
人で戸だけを訪問することとし、
これ何日かつたれたもの

(違反の実例)

消費者コーナー

商品の品質等「表示の意義」

消費生活のため、商品や
サービスの上手な買い方
「かしこい選択を行なう
ことは、

①安全で合理的な消費生活を営む
基礎条件であるとともに、

②消費者の意向が、公正・自由な競
争を通じて生産、販売に反映さ
れる必要条件となるのです。

従つて「かしこい商品選択」が行
われるようになると、消費者の問題

利益を保護するための基本的な課
題であり、消費者自身の啓発はも

とより、業界の自覚そして特に行
政の面から商品やサービスの規格

や表示の適正化を図る法律や制度
を整備し、消費者を保護する必要

があります。その法律や制度には、「工業標準
化法(日本工業規格JIS)」、「

農林物資規格法(日本農林規格J
AS)」や商品、サービスの取引
諸法の表示、広告など規制する「

不当景品類及び不当表示防止法」
「食品、医薬品等についての「食品
衛生活、薬事法」家庭用品につい
ての「家庭用品規格法」等があ

ります。但し、湯茶とかお茶うけ程度の
お茶葉はさしつかえありません

◎法の運動員などに出す弁当につ
いては、法の制限以内であればさし
つかえません

(違反実例)

「熊本県消費生活センター」